

◆警戒レベルについて

避難情報が令和3年5月20日から変更されました。レベル4の避難指示までに必ず避難を完了させてください。ここではレベル3以上について紹介します。詳しくは市ホームページをご覧ください(右記QRコード参照)。

警戒レベル	避難情報	市民の皆さまに求める行動
5	緊急安全確保	○すでに災害が発生、切迫している状況で、立ち退き避難が危険な場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、命を守るための最善の行動をとる。
〈警戒レベル4までに必ず避難!〉		
4	避難指示	○危険な場所から全員避難(立退き避難または屋内安全確保)する。
3	高齢者等避難	○避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者及び障害のある者は、計画された避難所等への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、出勤などを見合わせたり、避難の準備をしたり、地域の状況に応じ早めの避難が望ましい場所の居住者等はこのタイミングで自主避難することが望ましい。

河川の水位などは「東京都 水防災総合情報システム」で確認できます。

水位グラフの画面

大雨時の生活排水の抑制にご協力ください

令和元年、台風19号の大雨の影響により、大量の雨水が汚水管に浸入したことで、下水道施設の処理能力を超えた水がマンホールから噴出し、水再生センター内が浸水するなど、甚大な被害が発生しました。市では、汚水管への雨水浸入調査などを行っていますが、大雨の際には、風呂や洗濯などの排水を抑制していただきますようご協力をお願いします。

☎下水道課庶務係 ☎042-497-2531

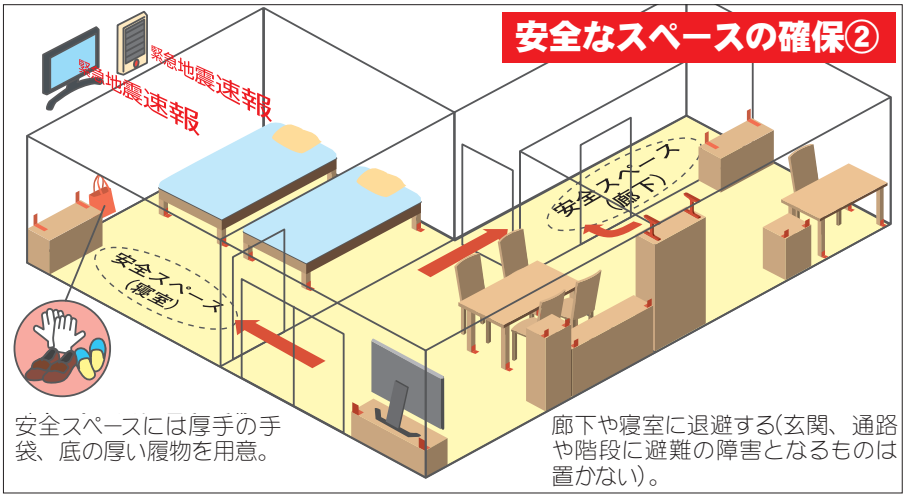
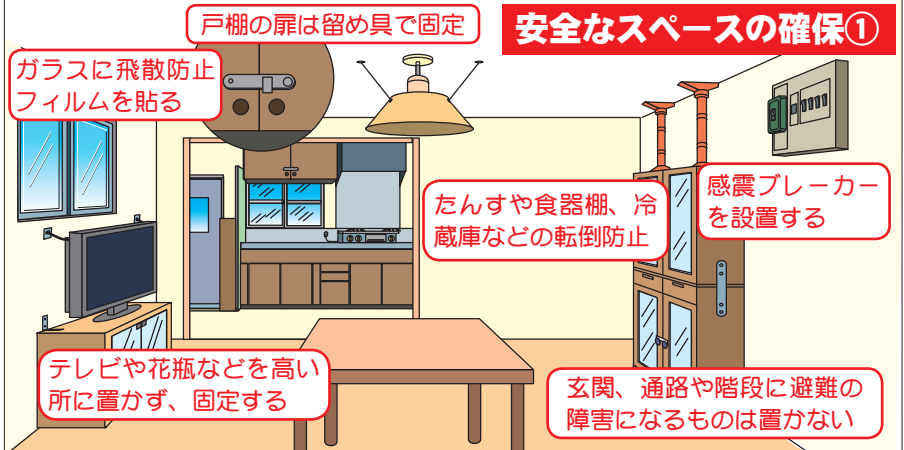
マンホールからの噴出

浸水した水再生センター

震災編

◆家具の置き方を工夫していますか

近年発生した地震でけがをした原因の約30～50%が家具類の転倒・落下・移動によるものです。また、家具が避難経路をふさいだり、ストーブに接触して火災が発生することもあることから、家具の転倒防止対策をしましょう。また、家のなかでなるべく物を置かない安全スペース(寝室、廊下など)を作り、まずそこに避難することも有効です。



◆木造住宅耐震診断助成制度・耐震改修等助成制度

市内の一定の条件を満たす木造住宅の耐震診断や耐震改修・除却工事に要した費用の一部を助成しています。助成には事前相談が必要です。必ず都市計画課にご相談ください。

①木造住宅耐震診断助成制度

予想される大地震に対して、必要な耐震性能を有しているかどうか判断するための調査で、診断に要する費用の一部を助成します。

☑️下記の対象住宅を所有し、所有権が共有とされた住宅の場合は、共有者全員によって合意された代表者かつ市税を滞納していない方

【対象住宅】昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、延床面積の2分の1以上を居住用にしている住宅【助成額】診断費用(税抜き)の3分の2以内で上限10万円

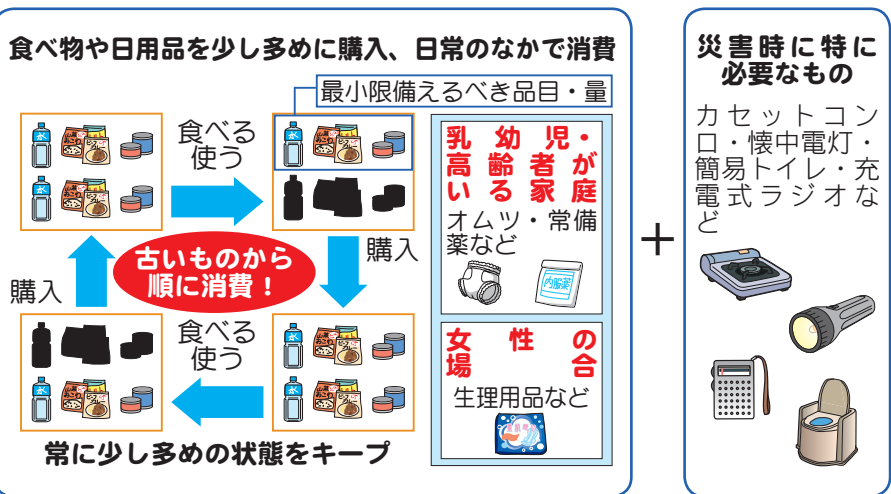
※耐震診断を行う機関は、市が指定する機関に限りです。

②木造住宅耐震改修等助成制度

☑️①と同様。助成対象住宅が借地の場合は、所有者に当該工事の承諾が得られる方【対象住宅】①の制度を利用して耐震診断助成の交付対象となった住宅で、診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅【助成額】耐震改修・除却工事=工事費用の3分の1以内で上限30万円(いすれも税抜き) ☎都市計画課都市計画係 ☎042-497-2093

◆日常備蓄をしましょう

日常備蓄とは、日ごろから自宅で利用しているものを少し多めに備えることで、発災時にも自宅で当面生活できるようにするものです。



◆給水ステーションについて

大規模な地震が発生した際、清瀬市での断水率は最大で29.1%になると想定されています(「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(平成24年4月 東京都)より)。断水した時に水を確保する方法を、あらかじめ確認しておきましょう。

【市内の給水ステーション】清瀬元町配水所(元町2-27-12)、第3保育園(旭が丘3-755-1)

※水を入れる清潔な容器(ポリタンクなど)を持参してください。

【水道水のくみ置きによる備えのポイント】①「蓋のできる容器に口元まで」②「1人1日3ℓ」③「常温で3日間、冷蔵庫では10日間」【断水等に関する情報】東京都水道局ホームページ、Twitter(@tocho_suido、@tocho_suidoTama)などで随時お知らせします

☎東京都水道局多摩水道改革推進本部調整部経営改善課 ☎042-548-5362

「感震ブレーカー」を設置しましょう

災害が発生した時の住居内の防火対策などを促進するため、地震発生に伴う電気火災(電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災)を防ぐ「感震ブレーカー(地震発生時に自動的に電気の供給を遮断するため、分電盤のスイッチに接続するもの)」の配布を行っています。

☑️昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にお住まいの方 ☑️身分証明書(運転免許証や健康保険証など)のコピーを持参し、直接、防災防犯課防災係 ☎042-497-1847または松山出張所 ☎042-491-5153へ

※詳しくは防災防犯課防災係へお問い合わせください。

防犯編

「オレだよ オレだよ」「還付金があります」

詐欺の手口を知って 特殊詐欺を回避!

気が付かないうちに騙されていた!

そんなことにならないように、日ごろから特殊詐欺を回避するための対策を練っておきましょう!

そもそも特殊詐欺とは?

被害者宅に電話をかけて対面することなく信用させ、ATMなどから指定した預貯金口座へ振り込みをさせるなど、不特定多数の者から現金をだまし取る犯罪の総称です。

令和3年6月末日までの都内における特殊詐欺の被害認知件数は1,761件、被害総額が約35億3,411万円で、前年同時期に比べ326件(+22.7%)、約4億9,715万円(+16.4%)増加しています。このような状況のなかで、東村山警察署では「特殊詐欺、緊急警戒警報 発令中!」として被害防止・抑止に力を注いでいます。

都内の特殊詐欺認知件数

種類	令和2年6月末	令和3年6月末
預貯金詐欺	431	232
還付金詐欺	527	370
オレオレ詐欺	397	243
その他詐欺	406	590

不審電話への対策

- ・おかしいと思ったらすぐ家族、警察に連絡
- ・相手の話をうのみにせず冷静に対応
- ・すぐに信用せずやり過ぎ
- ・事前に家族間での合言葉や約束事を決めておこう
- ・自動通話録音機を設置して内容を確認しよう

市内の被害件数も前年同時期より増加しています!

(令和3年7月31日現在)

被害件数 被害総額

22件 約1,988万円

主に、70歳代・80歳代の方が被害に遭われています。

市内での発生状況

種類	件数
預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗	18件
オレオレ詐欺	2件
架空料金請求詐欺	2件

預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗

キャッシュカードをだまし取る

自治体や税務署の職員などになりすまし、「医療費の払い戻しがある」「口座に振り込むためにキャッシュカードを新しくする必要がある」などと言って自宅を訪れ、キャッシュカードをだまし取る手口です。

●だまされないためのポイント●

キャッシュカードに関する電話があったらまず家族や警察に連絡してください。また、警察官などが暗証番号を聞いたり、キャッシュカードを預かることは絶対にありません。

オレオレ詐欺

親族などを装いトラブルや事故をかたった手口

親族や警察官などを装い、トラブルや交通事故をかたって現金をだまし取る手口です。「息子さんが逮捕されるかも」などと言い被害者を動揺させて現金を振り込ませます。

●だまされないためのポイント●

公的機関名を出されても安易には信用しないようにしましょう。また、子どもや孫、家族の名前を名乗っても、お金に関わる怪しい電話はすぐに切り、元から知っている電話番号にかけ直すなどして必ず確認しましょう。

架空料金請求詐欺

はがきやメールによる詐欺

有料サイトなどの利用料金について、「未払いの料金があります。今日中に支払いがなければ裁判となります」などとハガキ(封書)やメールを送りつけてお金を要求してきます。最近は「電子マネーなどで支払って」などとプリペイドカードを購入させる手口も増えています。

●だまされないためのポイント●

身に覚えがない請求に関するはがきやメールがあった場合には、はがきやメール記載の問い合わせ先に電話などをせず、必ず家族や警察に相談しましょう。

還付金詐欺

ATMを利用する

自治体の職員を装い、「本日中に手続きが必要な医療費の過払い金があります。すぐに携帯電話を持ってATMへ行ってください」などというその電話をかけてきて、言葉巧みに犯人の口座にお金を振り込ませる手口です。

●だまされないためのポイント●

「ATMで手続き」は間違いなく詐欺です。「還付金」がATMで返還されることは絶対にありません。

自動通話録音機で特殊詐欺等の被害を回避! ~無料で貸し出します~

特殊詐欺の被害防止には怪しい電話に出ないことが一番です。自動通話録音機を設置して、不審な電話をシャットアウトしましょう。

【自動通話録音機について】電話の呼び出し音が鳴る前に、電話をかけてきた相手に警告メッセージが流れ通話内容を自動で録音します。犯罪者の多くは自らの声や会話内容を録音されることを嫌がる傾向にあるので、この警告により電話を切ってしまうことが多いです【貸し出し対象】市内在住で65歳以上の方が居住する世帯(1世帯1台限り)

☎9月1日から防災防犯課防犯係 ☎042-497-1848、消費生活センター ☎042-495-6211へ

※市内に4か所ある地域包括支援センターでも受け付けをしています。担当地区の地域包括支援センターにお問い合わせください。

自動通話録音機